



適用される取引条件について / 注文書に関するサプライヤーへの注意事項

この注文書(「PO」)には、<https://www.dhl.com/jp-ja/home/footer/purchase-terms-conditions.html>より入手可能な、この発注書の日付時点で有効なDHL購買取引条件(「取引条件」)が明記されています。この取引条件は、このPOに記載された商品・サービスの購入に適用されます。その他一切の、サプライヤーが求める条件、または法律・貿易慣習・商慣習などによる黙示的な条件は、このPOには適用されません。

サプライヤーは、このPOに記載された商品・サービスを提供することにより、当該商品・サービスをこのPOの取引条件のみに基づいて提供することに同意します。このPOの発行後は、サプライヤーより如何なる連絡があっても、このPOおよび取引条件の効力を否定しようとする行為はすべて無効です。

DHLとサプライヤーの間で既に合意および署名され、且つ、このPOに引用されている、別の書面による契約がある場合、当該別の書面による契約に定める条件が、今回の購入に適用され、この取引条件に優先するものとします。

サプライヤーは、上記リンクから、またはDHLへ依頼することにより取引条件のコピーを入手することができます。



商品・サービスの注文条件

1 (注文) 本条件は、DHL が発行する注文書に適用される。

2 (注文の取消し) DHL は、注文書に指定された納期の 30 日前までにサプライヤーに通知することにより、サプライヤーに何らの責任を負うことなく、注文書を変更または取り消しできる。

商品の供給

3 (商品の供給) サプライヤーは、本条件に従い、DHL が満足するような適切かつ専門職的技法をもって、注文書に従って商品を供給、または(該当する場合は)設置作業を行うものとする。商品(レンタル品を含む)の引渡しにおいては、納期の遵守が最も重要である。

4 (商品の引渡し) 商品の引渡しは、注文書に記載された日時および場所で、注文書に記載された指示に従って行うものとする。納期に間に合わないことが明らかになった場合は、DHL の他の権利や救済手段を損なうことなく、サプライヤーは直ちに DHL に書面で通知し、DHL が指示するすべての必要な是正措置をサプライヤーの費用負担で講じなければならない。遅延した納品を受け入れたとしても、これにより、法律、契約もしくは衡平法上、または本条件に基づき DHL が行使可能な損害賠償または違約金を請求する権利を放棄するものではない。

5 (仕様) 商品は、すべての点において、DHL が指定した、または注文書に記載されているとおりの、仕様、その他の要件または説明に適合していなければならない。サンプルが提供される場合、すべての商品は、適切な素材、仕上がりおよびデザインでなければならない。すべての点において、DHL が提供した、または DHL が受け入れたサンプルまたはパターンと同等でなければならない。

6 (品質) すべての商品は、すべての受け入れテストに合格し、DHL によって承認されなければならない。DHL は、あらゆる点で仕様に完全に適合していないすべての商品を受入拒否する権利を有するものとする。商品の性質上、(検査および/または試験を実施したにもかかわらず)使用後まで欠陥が明らかにならなかった場合、DHL は合理的な期間使用した後であっても、その商品を受入拒否することができる。

7 (受入拒否) 受入拒否された商品は、DHL が、サプライヤーのリスクと費用で交換するようサプライヤーに要求することができる。また、DHL は(その選択により)問題の商品に関する発注書を取り消し、サプライヤーのリスクと費用で、受入拒否された商品をサプライヤーに返却することができる。この場合、サプライヤーは、サプライヤーに前払いされた購入代金を(もしあれば) DHL に返金するものとする。

8 (納品書等) 商品の引渡しに伴い署名のために提示された納品書またはその他の書類に記載された DHL の署名は、受け取った荷物の数のみを証明するものである。DHL は、商品が受け入れテストに合格したことを書面で表明するまでは、商品を受け入れたものとはみなされない。DHL の書面による事前の承諾を得て分割で納品された場合は、商品の受領後に分割で請求および支払いを行うことができる。

9 (法令遵守) サプライヤーは、商品が、その製造、ラベル付け、梱包、保管、取り扱い、配送、設置、および試運転に関連するすべての要件を含め、納入された時点で有効なすべての適用法に適合していることを保証するものとする。

10 (所有権とリスク) 商品の紛失または損傷のリスクは、DHL が商品を受領した時点で DHL に移転するものとする。商品の所有権は、当該商品の購入代金を支払った時点で DHL に移転する。このような所有権およびリスクの移転は、本条件に基づき DHL が有するいかなる拒否権をも損なうものではない。

11 (知的財産権) サプライヤーは、商品の販売や使用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。サプライヤーは、前述のような知的財産権の実際の侵害または第三者が主張する侵害に起因するすべての責任(訴訟費用を含むがこれに限定されない)から DHL を補償するものとし、また、自らの費用負担により、商品の使用に起因して第三者から DHL に対して提起される可能性のある訴訟から DHL を防御、または(DHL の選択により)訴訟における DHL の防御活動を支援するものとする。



12 (第三者の権利付きでない商品) サプライヤーは、完全な所有権が保証され、且つ、あらゆる負担及び第三者の権利の付いていない商品を DHL に販売するものとする。

13 (欠陥保証) サプライヤーは、商品を受領してから 12 ヶ月間、または注文書に記載されている期間(もしあれば)に限り、商品に欠陥がないことを保証するものとする。(以下「保証期間」)。保証期間中、サプライヤーは、DHL に追加費用をかけることなく、欠陥商品を速やかに修理または交換するものとし、修理または交換ができない場合は、欠陥商品に対して支払われた購入代金を直ちに返金するものとする。欠陥商品は、サプライヤーの要求に応じて、サプライヤーのリスクおよび費用負担で、サプライヤーに返却される場合がある。サプライヤーが再販業者である場合、サプライヤーは商品の所有者／製造者からの保証およびサポートを受ける権利がすべて DHL に移転することを保証するものとし、また、サプライヤーは DHL がその所有者／製造者に対して保証およびサポートを要求するのを支援するものとする。

14 (IoT デバイス) サプライヤーは、次の場合にのみ、DHL のデータおよび／または個人データを利用またはその他の処理を行う。(a) DHL の指示に従って契約上のサービスや商品を提供する場合、(b) コントローラー・トゥー・プロセッサ契約(「CPA」)に記載される場合、(c) 適用される法律で要求される場合。「DHL データ」とは、サービスまたは商品の提供の過程で作成、処理、またはサプライヤーに提供された、DHL の事業、従業員、顧客または DHL の事業に関連するその他の事項に関連する、性質および形態を問わない、すべてのデータや記録(性質および形態は問わない)を意味する。当事者間においては、DHL データに関するすべての権利、権原および利益は、DHL が保持し、サプライヤーは DHL の書面による事前の同意なしに、他のいかなる目的、方法であっても、これを使用または複製してはならないものとする。

15 (ソフトウェア) 当該購入がソフトウェアに関連するものである場合、当事者は、当該ソフトウェアに関連して当事者間(または再販業者との間)で締結されたエンドユーザーライセンス契約(EULA)に従うことに同意するものとする。疑義を避けるため、本項における「ソフトウェア」とは、ハードウェアや IoT デバイスに組み込まれていない、または個別に購入されたソフトウェアを意味し、また、サービスや SAAS としてのソフトウェアは含まれない。

サービスの提供

16 (サービス基準) サプライヤーは、サプライヤーが常に次の各号に掲げる事項を満たしてサービスを提供することを、継続的に保証および表明するものとする。

(a) 関連法や適用法を完全に遵守すること(サービスの提供に必要な許可およびライセンスを取得していることを含むが、これに限定されない)。

(b) 十分な注意、技術および勤勉さをもって行うこと。

(c) 本条件(DHL によって指定されたサービスレベルまたは主要なパフォーマンス指標を含む)を完全に遵守していること。

(d) DHL がサプライヤーに随時通知する DHL のポリシーまたは手順(DHL の施設または敷地内における労働安全衛生規則(OHS)を含むが、これに限定されない)を完全に遵守すること。

(e) DHL のベンダー登録の段階でサプライヤーが署名した、DPDHL サプライヤー行動規範およびパートナーのための情報セキュリティ規範を完全に遵守していること。

(f) DHL の IT システムおよびネットワークへの、ウイルス、悪質なコード、マルウェアまたはセキュリティ上の脆弱性の侵入を回避するために必要なすべての措置を講じること。

17 (サービスの質的欠陥) DHL の満足するサービスを提供できなかった場合、またはサービスが DHL の要求に合致していない場合、サプライヤーは合理的な期間内に当該サービスを再提供しなければならないものとするが、再提供できない場合、DHL は、当該サービスの料金を支払う必要はないものとし、または、すでにサービス料金を支払っていれば、全額返金して当該サービスを終了することができる。

18 (成果物) DHL は、サービスを提供する過程で、明確に DHL 用に作成された成果物を独占的に所有する。

19 (オープンソースソフトウェア) サービスの提供におけるサプライヤーによるオープンソースソフトウェアの使用は、いかなる場合も、DHL の承認を条件とし、且つ、DHL のオープンソースソフトウェアポリシーに従うものとする。



一般条項

20 (保証違反に対する救済) 本条件に記載されている保証または表明にサプライヤーが違反した場合、サプライヤーは、DHL の要求に応じて、サプライヤーの単独の費用で、DHL の満足に違反を是正するために DHL が必要または適切と判断したすべての措置(文書の履行を含む)を、速やかに行わなければならないものとする。本項のいかなる定めも、サプライヤーの違反に関して、本条件、法律または衡平法上認められる DHL の権利または救済手段を制限するものではない。

21 (相殺) 本条件に基づいて DHL がサプライヤーから回収可能な、またはサプライヤーが支払うべき金額は、DHL がサプライヤーとの間で締結した他の注文書に基づいてサプライヤーに支払うべき金額から差し引かれるものとする。

22 (源泉徴収税) DHL は、商品またはサービスに関する税金を源泉徴収し、関係当局に送金することを法令により義務付けられている場合、当該税金分を支払いから減額する権利を有し、納税証明書またはその他の当該納税を証明するものをサプライヤーに提出するものとする。

23 (税込価格) 書面により別途明確に規定されていない限り、注文書に記載された、または注文書に従って見積もられたもしくは請求された価格または金額には、商品の供給またはサービスの提供に関連して当局が課すすべての税金、関税およびその他の課徴金が含まれるものとする。

24 (請求書発行) サプライヤーは、必要に応じて DHL の e-billing/einvoicing システムを使用して、商品および/またはサービスに関する税金の請求書を DHL に提供しなければならない。各税金の請求書には、提供された商品および/またはサービス、購入価格/サービス料、商品および/またはサービスに関して支払うべき税金が明記されていなければならない。すべての税金の請求書は、サプライヤーが供給した商品または提供したサービスに関して請求する権利を得た日から 180 日以内に、DHL に提出されなければならない。サプライヤーは、この期間内に請求されなかった当該税金の金額の一切の支払いを受ける権利を取消不能で放棄する。

25 (支払条件) DHL は、有効な請求書を受領した日から 60 日以内に、争う余地なく確定した請求書に基づき支払いを行う。DHL は、金額に争いがある場合は、争いが解決するまで支払いを保留し、また、サプライヤーは、争いが解決するまでの期間、注文書に基づく義務の履行を継続するものとする。

26 (争いのある請求書) 争いのある請求書については、第 35 項に定める紛争解決手続を参照するものとする。サプライヤーは、税金の請求書に関連して争いが発生している場合でも、商品の供給およびサービスの提供を継続するものとする。

27 (補償-サプライヤー) サプライヤーは、サプライヤーが本条件のいずれかの条項に違反したことに直接起因する理由により、DHL、その代理人、役員、従業員または下請業者に対して追及される可能性のある一切の責任から DHL を補償し、また補償を続けるものとする。これには、契約違反または過失による損害に対する賠償請求(第三者からの請求を含む)、商品の製造上の欠陥、死亡または人身傷害、および財産侵害に対する賠償請求、ならびに商慣習および製造物責任に基づく請求を含むがこれらに限定されない。

28 (サプライヤーの人員) (a) サプライヤーは、特にタイム・アンド・マテリアル(作業時間ベースの料金)の場合、サービスの履行のために、同じ人員によるサービスの継続性を確保するためのあらゆる合理的な努力をすることを約束する。(b) タイム・アンド・マテリアルの場合、DHL は、サプライヤーが推薦し、かつ DHL が選んだ者が、満足する人員ではないもしくは不適切である場合、または、サービスの提供を遅延するもしくはサービスを提供しない場合、サプライヤーに連絡する。この場合、サプライヤーはすぐに問題を解決するための措置を講じるものとし、それができない場合は、サプライヤーは DHL の要求に応じて直ちに人員を交代するものとする。ただし、いかなる場合でも通知日より 30 日を超えてはならないものとする。(c) サプライヤーが人員の変更を希望する場合は、30 日前までに DHL に対し、書面により変更の理由を提出するものとする。サプライヤーは、サービスのタイミング、品質、およびパフォーマンスを維持することを保証するため、障害なく円滑に交代および引継ぎを進めることを約束する。(d) DHL が、タイム・アンド・マテリアルまたはプロジェクトベースで DHL が手配した人員・資源の一部または全部が不要になったと判断した場合、DHL は、30 日前にまでにサプライヤーに対して書面により通知し、当該人員・資源は、30 日経過後、DHL からの追加の義務なしに、開放される。(e) サプライヤーは、サプライヤーの人員の作為および不作為に対して、常に全ての責任を負うものとする。サプライヤーの人員の作為および不作為は、本条件に基づくサプライヤーの義務違反を構成するものとみなされる。



29 (責任制限) いずれの当事者も、(a) 詐欺または詐欺的な虚偽表示、(b) 過失による死亡または人身傷害、(c) 商品が供給される場合またはサービスが提供される場合に適用される法律によって除外または制限されないその他の全ての事項に関する自己の責任を制限されないものとする。サプライヤーは、(a) サプライヤーの故意の違法行為、重大な過失、または故意の不履行による損失、(b) 本条件に基づく DHL に対する補償、(c) 本条件の機密保持、知的財産およびデータ保護の規定に基づいて提起された訴訟に関する責任を制限されないものとする。いずれの当事者も、間接的または結果的な損失または損害(事業の損失、利益の損失、または機会の損失を含むがこれらに限定されない)については相手方に対して責任を負わないものとする。

30 (DHL の責任) 法律で許される範囲内で、DHL は、注文書に基づいて、または注文書に関連して発生するあらゆる種類の責任を一切除外する。法律の適用により DHL の責任の除外が認められない場合、DHL の責任は、過失を含むいかなる状況においても、過去 12 ヶ月間に DHL が関連する商品またはサービスに対して支払った金額の合計額に限定されるものとする。

31 (不可抗力) いずれの当事者も、天災、地震、洪水、火災、噴火、停電、禁輸措置、政府による規制、暴動、テロ攻撃、戦争、またはその他の軍事行動、内乱、反乱および破壊行為など、いずれかの当事者の合理的な支配が及ばない状況に起因する遅延または不履行が生じた場合、その義務の履行の遅延または不履行について責任を負わないものとする。ただし、サプライヤーが事業継続計画を実施することによって回避できた可能性のある場合は除く。

32 (DHL 都合による解除) DHL は、サプライヤーに 30 日前までに書面で通知することにより、自己都合でいつでも本サービスの提供を解除することができる。この場合、DHL は、解除の効力発生日までに提供されたサービスに関するサービス料金をサプライヤーに支払うものとする。

33 (契約遅反による解除) 一方当事者(以下「解除当事者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合、他方当事者(以下「違反当事者」という。)への書面による通知をもって、直ちに本注文書を解除することができる。

- (a) 違反当事者が本条件のいずれかの規定に違反し、是正の余地がない場合。
- (b) 違反当事者が本条件のいずれかの規定に違反し、是正可能であるにもかかわらず、解約当事者からの違反を明確にし是正を要求する旨の書面による通知を受け取った日から14日以内に、違反が是正されなかった場合。
- (c) 違反当事者が支払不能もしくは破産した場合、またはその他いかなる形で外部の管理下に入るもしくは外部の管理の対象となった場合。
- (d) (違反当事者がサプライヤーである場合) サプライヤーまたはその下請業者が、契約の履行のために、当局または適用法が要求する有効な労働許可または雇用許可を有していない者を雇用した場合。または、
- (e) 不可抗力事由の期間が 30 日を超えた場合。

34 (機密情報とDHLの知的財産) サプライヤーはDHLの機密情報の機密性を厳格に保護しなければならず、また、DHLの書面による許可なしに、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (a) 注文書に基づくサプライヤーの義務を果たすための直接的な目的以外の目的で、当該機密情報を利用すること。
- (b) 当該秘密情報を第三者へ開示すること。

また、サプライヤーは、DHLの事前の書面による承諾なしに、いつでも、またはいかなる方法でも、DHLまたはDHLの関連会社が所有する商標、ブランドまたはその他の知的財産を使用してはならない。本項の規定は、DHLまたはDHLの関連会社に属する機密情報、商標、ブランド、その他の知的財産に適用されるものであり、DHLの絶対的な裁量により無期限に存続するものとする。

35 (紛争解決) 本注文書および本条件に基づき、またはこれらに関連して紛争が生じた場合、両当事者は誠意を持って交渉することにより、紛争を迅速に解決するよう努めるものとする。両当事者は、経営管理者レベルで紛争を解決できない場合、第 41 項に定める管轄の裁判所に紛争を付託するものとする。



36 (分離) 本条件の規定のいずれかの規定またはその一部が、管轄権を有する裁判所によっていかなる理由であれ強制力がないと判断された場合、当該規定またはその一部は分離され、本条件の残りの規定または規定の一部は、当該分離にかかわらず完全な効力を有するものとする。

37 (完全合意) 本条件は、注文書に関する当事者間の完全な合意と理解を構成するものであり、その対象となる事項に関し、過去のすべての交渉、合意、理解、表明および約束に優先する。疑義を避けるため、サプライヤーの標準契約条件は、DHL が注文書の締結前、締結中および締結後に明確に異議を唱えなかったとしても、注文書の一部を構成しないものとする。

38 (データ保護) 注文書に基づく義務の履行に、サプライヤーによる個人データの取扱いが含まれる場合、サプライヤーは、その履行に適用されるデータ保護法、および該当する場合は General Data Protection Regulation (EU 2016/679) を遵守するものとする。上記を害することなく、サプライヤーは、該当するデータ保護規制を確実に遵守するために、必要なセキュリティ対策、ポリシー、および手順を構築し、また、契約を締結するものとする。

39 (追加の文書) EU の GDPR をはじめとする適用法が要求する場合、サプライヤーは、これに従って CPA を含む追加の文書を締結することに同意する。さらに、サプライヤーは、DHL ネットワークまたは IT システムにアクセスすることが必要な場合、DHL が提供するネットワークアクセス契約を締結することに同意する。

40 (輸出管理および制裁) サプライヤーは、適用されるすべての輸出管理および制裁に関する法律および規制(以下、「法規制」という。)を確実に遵守するものとする。特に、サプライヤーは以下の事項を保証する。

- (a) サプライヤー、その持株会社、子会社、関連会社、代理店、ベンダーおよび/またはその他サプライヤーが商品および/またはサービスの提供のため直接契約した第三者が、適用される制裁リストに取引禁止対象者として記載されていないこと。
- (b) サプライヤーは、目的地へのサービスおよび/または商品の提供、および契約地域におけるサービスの利用および/または商品の使用に必要なすべての許可およびライセンスを取得していること。また
- (c) サービスおよび/または商品が、輸入、再輸出、輸送、または転送に関して適用される制限の対象である場合、または対象となる場合、直ちに書面で DHL に通知すること。

サプライヤーは、DHL の要求に応じて、当該国や地域において、DHL およびその顧客が、DHL のサービスおよび/または商品を合法かつ契約上の合意に従って使用できるようにするため、適用される法令および規制によって要求される許可およびライセンスを含むすべての情報を DHL に提供するものとする。この条項に定められた義務に違反した場合、サプライヤーは、当該違反に起因して発生するすべての請求、違約金および手数料から、DHL を免責し、補償するものとする。

41 (準拠法及び裁判管轄) 注文書および本条件は、DHL のグループ会社により商品および/またはサービスが注文または購入された国/領域/(場合により) 地域の法律に準拠するものとし、当事者は、その国/地域/(場合により) 地域の裁判所の、変更不可の非専属的管轄権に服するものとする。

42 (通知) 相手方へのすべての通知は書面にて行われるものとし、電子メール、書留郵便、配達証明付郵便、宅配便、または手渡しで、注文書に記載された住所または一方当事者から相手方への書面による通知によって都度指定するアドレスに届けられた場合に、通知したものとみなされる。

43 (定義) 本条件で使用される場合、以下の文言は、次のように定義される。

- (a) 当事者に関連する「**関連会社**」とは、当事者の関連企業、関連事業体、持株会社、最終株主会社、子会社を含み、また、DHL に関しては、DHL または Deutsche Post AG グループのすべてのメンバーを含む。
- (b) 「**機密情報**」とは、有形の形式で記録されているか否かに関わらず、業務、プロセス、予算、価格政策、戦略、企業秘密、ノウハウなどを含む、DHL の事業、活動、事務、顧客、製品、サービスに関するあらゆる種類の情報および、その性質上 DHL にとって機密である情報、または開示時に DHL が機密情報であると指定した情報を意味する。
ただし以下の情報は除く。(a) DHL が開示した時点ですでに公開されていた情報。(b) 本条件に違反することなく、サプライヤーが独自に取得または開発した情報。(c) 管轄裁判所から開示を命じられた情報。
- (c) 「**商品**」とは、注文書に指定された商品を意味する。IoT デバイス (以下に定義) は含まれるが、第 15 条で定義されるソフトウェアは除外される。



(d)「IoTデバイス」とは、無線ネットワークまたはインターネットを介して事前に定義されたデータを収集して送信するソフトウェアとセンサーを内蔵したコンピューティングデバイスを意味する。

(e)「責任」とは、すべての損失、損害、傷害、費用、コスト、支出、クレーム、要求、訴訟、義務またはその他の形の責任もしくは負担を伴う約束を含む。

(f) 当事者に関連する「人員」とは、当事者の役員、従業員、代理人、パートナー、代表者、合併事業者、請負業者、および下請業者を含む。

(g)「注文書」とは、本条件に添付する購入注文書のことを意味する。

(h)「購入価額」とは、注文書に記載された商品の対価として、DHLがサプライヤーに支払う代金を意味する。

(i)「サービス」とは、注文書に記載されたサービスを意味する。

(j)「サービス料金」とは、注文書に記載されたサービスの対価として、DHLがサプライヤーに支払う料金および手数料を意味する。